

2025 年 2 月 14 日

年金受取口座または給与受取口座ご利用のお客様に対する ATM 入出金手数料の優遇サービス開始について

青い森信用金庫（理事長 益子 政士）は、2025 年 4 月より、当金庫口座を年金受取または給与受取でご利用いただいているお客様向けに、下記のとおり ATM 入出金手数料の優遇サービスの取扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

当金庫では、お客様にご満足いただけるよう、より一層のサービスの向上に努めてまいりますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

記

1. 優遇サービスの内容（概要）

当金庫口座を年金受取または給与受取で利用しているお客様に対しまして、以下のとおり優遇サービスを提供いたします。

- 当金庫 ATM での出金時は、利用時間帯にかかわらず回数制限なしで手数料を無料とします。
- 提携金融機関 ATM での入出金時に手数料が発生する場合は、所定の 1 か月間で最大 3 回まで手数料相当額を即時キャッシュバックします。

2. サービス開始日

2025 年 4 月 1 日（火）

3. 優遇条件等

(1) 優遇対象となるお客様

当金庫に預金口座を開設されている個人および個人事業主のうち、次の取引条件①または②を満たす方

取引条件①：年金受取口座としての利用

- 年金の入金があること
※ 当金庫所定の条件およびシステムにより、年金として判別可能なものに限ります。
- 年金受取口座は、当座預金および普通預金（貯蓄預金を含む）であること

取引条件②：給与受取口座としての利用

- 給与または賞与の入金があること
※ 当金庫所定の条件およびシステムにより、給与等として判別可能なものに限ります。
- 給与受取口座は、当座預金および普通預金（貯蓄預金を含む）であること

(2) 優遇対象取引

- 当金庫 ATM での出金取引
- 提携金融機関 ATM での入出金取引

(3) 優遇特典

- ・ 当金庫 ATM での出金時は、利用時間帯にかかわらず回数制限なしで手数料を無料とします。
- ・ 提携金融機関 ATM での入出金時に手数料が発生する場合は、所定の 1 か月間で最大 3 回まで手数料相当額をキャッシュバックします。手数料相当額は、ATM での入出金後、システムにて口座に即時キャッシュバックされます。

(4) 優遇対象者の判定の流れ

初回につきましては、2025 年 2 月末における取引状況（年金受取・給与受取）にもとづき、優遇対象のお客様かどうか判定（※）します。優遇対象となったお客様は、4 月 1 日以降に優遇対象取引を行った場合、優遇特典を受けられます。

以降、毎月 15 日に前月末時点の取引状況にもとづき、優遇対象の判定を見直しさせていただきます。

※ 当金庫所定の条件およびシステムによる判定となりますので、取引内容または取引タイミングによっては対象とならない場合がございます。

(5) 優遇サービスの留意事項

- ・ 他金融機関のカードでの ATM 入出金は、優遇サービスの対象外です。
- ・ 優遇対象者の判定は、当金庫が管理する顧客番号ごとに実施しております。複数の支店でお取引のお客様につきましては、取引状況によっては優遇対象にならない口座があることにご留意願います。（例：A 支店の普通預金は年金受取口座としているが、B 支店では年金受取口座または給与受取口座のいずれでも利用していない場合、B 支店のキャッシュカードでは、キャッシュバックを受け取ることができません。）
- ・ ATM での振込手数料は、優遇サービスの対象とはなりません。
- ・ キャッシュバックについては、口座への入金として通帳に表示されますが、ATM 利用時の画面および ATM 利用明細票には表示されません。

4. その他

本優遇サービスについては、当金庫の都合により事前の通知なく変更・終了する場合がございます。その場合、当金庫のホームページ等に掲示してお知らせいたします。

優遇サービスの内容および条件等について、ご不明点等ございましたら、青い森信用金庫営業本部（0178-44-3520）までお問い合わせください。

以 上

当金庫で年金・給与をお受け取りいただいている方に

うれしい優遇サービス！

更にお得

① 当金庫ATM 出金無料

- ✓ 当金庫ATMでの出金時は、利用時間帯にかかわらず回数制限なしで手数料を無料とします。(入金は従前より無料です。)

② 提携金融機関ATM 入金実質無料

月3回まで

- ✓ 提携金融機関ATMでの入出金時に、手数料が発生する場合は、当金庫所定の1か月間で最大3回まで、手数料相当額を即時キャッシュバックします。

サービス開始日：2025年4月1日

提携金融機関

他信用金庫・都市銀行・信託銀行・地方銀行・第二地方銀行・信用組合・労働金庫・農業協同組合・ゆうちょ銀行・セブン銀行、ローソン銀行等※

※ 当金庫のキャッシュカードを利用できる提携金融機関ATMでの利用が対象となります。

優遇サービスの対象となるお客様

当金庫に預金口座を開設されている個人・個人事業主のうち、次のお取引条件①または②を満たすお客様

お取引条件①

- 年金の入金があること
※ 当金庫所定の条件・システムにより、年金として判別可能なものに限りませす。
- 年金受取口座は当座預金および普通預金(貯蓄預金を含む)であること

お取引条件②

- 給与または賞与の入金があること
※ 当金庫所定の条件・システムにより、給与等として判別可能なものに限りませす。
- 給与受取口座は当座預金および普通預金(貯蓄預金を含む)であること

優遇サービスのご留意事項

- 他金融機関のカードでのATM入出金は、優遇サービスの対象外です。
- 優遇対象者の判定は、当金庫が管理する顧客番号ごとに実施しております。複数の支店でお取引のお客様につきましては、取引状況によっては優遇対象にならない口座があることにご留意願います。(例：A支店の普通預金は年金受取口座としているが、B支店では年金受取口座または給与受取口座のいずれでも利用していない場合、B支店のキャッシュカードでは、キャッシュバックを受け取ることができません。)
- 毎月15日に前月末時点の取引状況にもとづき、優遇対象の判定を見直しさせていただきます。取引内容または取引タイミングによっては優遇対象とならない場合がございます。
- ATMでの振込手数料は、優遇サービスの対象とはなりません。
- キャッシュバックについては、口座へのお入金として通帳に表示されますが、ATM利用時の画面およびATM利用明細票には表示されませす。